

事務連絡
令和3年4月7日

林業・木材製造業労働災害防止協会
都道府県支部事務局長 殿

林業・木材製造業労働災害防止協会
教育支援課長

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの周知について

標記のガイドラインの周知については、平成31年2月12日付け事務連絡「『墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定について』、『安全帯の規格の全部を改正する告示の施行について』及び『墜落制止用器具に係る質疑応答集について』の通知について」（以下「31年事務連絡」という。）により、通知したところです（参考参照）。

31年事務連絡で、当該ガイドライン第4の4の(1)において、「伐採など、墜落制止用器具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。」と記載されていること等から、今後とも立木に登って作業する時には、保護帽を着用し、林業用の胴ベルト（U字つり）を使用した墜落防止等の措置を講じるよう林業会員へ指導をお願いしたところです。

今般、当該ガイドラインの周知の状況等を踏まえ、墜落防止の措置については、当該ガイドラインに則した措置とするよう、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室から指導を受けたところです。

については、各支部におかれても、機会を捉えて当該ガイドラインに則した措置の徹底を周知されるようお願いします。その周知に当たって、当該ガイドラインに則した墜落防止の措置の事例について、同建設安全対策室と相談の上、使用事例を別紙のとおり取りまとめたので、参考にしてください。

なお、本事務連絡をもって、31年事務連絡を廃止します。

墜落防止用器具の安全な使用に関するガイドラインに関する事例

- 墜落防止用器具の使用については、当該ガイドライン第4の4の(1)において、「伐採など、墜落防止用器具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落防止用器具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。」とされており、改めて、当該ガイドラインに則した墜落防止の措置について、その事例を示します。
- 事例3、事例4及び事例5の作業は、墜落防止用器具のフック等を安全に掛ける場所がなく墜落防止用器具を使用することが著しく困難である場合に該当するので、墜落防止の措置として保護帽の着用等の代替措置が必要となります。

【事例1 林業架線作業で鋼製人工支柱の設置、撤去、点検等の作業】

林業架線作業で、先柱に使用する適当な立木がない等のため、高さ8メートル程度の鋼製人工支柱を用いることとなる場合に、その設置、撤去、点検等が高所作業となるときには、墜落防止措置として、墜落防止用器具のフック等を安全に掛けることができる同支柱の主管や補助管に、そのフック等を掛けて墜落防止用器具を使用することが必要です。

【事例2 高所作業車を用いて行う作業】

高所作業車を用いて、林道等（高所作業車の転倒等を防止するためのア utri g ガーを張り出すことができるなど、路面が整備され高所作業車を安全に設置できる道路に限る。）に面した立木の枝条を取り除く作業等を行う場合には、墜落防止の措置として、高所作業車のバケット（作業床）上の作業者は保護帽を着用し、墜落防止用器具を確実に使用することが必要です。

【事例3 枝打ち作業】

高所において枝打ち作業を行う場合には、墜落防止の措置として次の事項を行わせることが必要です。

- (1) 枝の位置が2メートル程度を超える箇所の枝打ち作業を行う場合に、木登りはしご等を用いるときは、①木登りはしご等が外れないように確実に据え付けるとともに、②保護帽を着用し、斜面の立木での作業など足元の高さが2メートル未満でも墜落後に滑落の危険があるなど状況に応じて胴ベルト（U字つり）を使用すること。特に、足元の高さが2メートル以上の高所での作業となる場合には、胴ベルト（U字つり）を確実に使用すること（例えば、高品質材生産のための枝打ち等）。

(2) 枝の位置が3メートル程度を超える木登りはしご等では対応できない高所での枝打ち作業を行う場合に、立木に登って作業を行うときは、保護帽を着用し、胴ベルト(U字吊り)、木登り用かんじきを使用すること（例えば、花粉症対策に伴う枝打ち等）。

【事例4 柱上作業】

機械集材装置又は簡易架線集材装置の架設・撤去作業等において柱上作業（事例1のような鋼製人口支柱を用いるものを除く。）を行う場合には、墜落防止の措置として、①支柱の昇降には、木登りはしごや木登り器等の専用の安全な用具又は器具を使用するとともに、②保護帽を着用し、必要に応じて胴ベルト(U字つり)を使用すること。特に、足元の高さが2メートル以上の高所での作業では、胴ベルト(U字つり)を確実に使用することが必要です。

【事例5 かかり木になることが予想される場合のロープ掛け作業】

かかり木になることが事前に予想されるため、伐倒前に地上からロープ掛けができず木登りによりロープをかける作業を行う場合等には、墜落防止の措置として、保護帽、胴ベルト(U字吊り)等を使用することが必要です。

参考 1

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成 30 年 6 月 22 日基発第 0622 第 2 号：抜粋）

第 1 趣旨

高さ 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずることが事業者に義務付けられている。

今般、墜落による労働災害の防止を図るため、平成 30 年 6 月 8 日に労働安全衛生法施行令第 13 条 3 項第 28 号の「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」と改め（中略）平成 31 年 2 月 1 日から施行される。

第 4 墜落制止用器具の選定

4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用

(1) 墜落制止用器具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降（昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。）は基本的に異なる概念であること。また、伐採など、墜落制止用器具のフック等をかける場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。

（注）下線は林災防が付した。

参考 2

労働安全衛生規則第 518 条

事業者は、高さ 2 メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による危険を防止するための措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第 521 条

事業者は、高さ 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるとときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

参考 3

労働安全衛生規則第 194 条の 22

事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させなければならない。

参考

事務連絡
平成31年2月12日

林業・木材製造業労働災害防止協会
都道府県支部事務局長 殿

林業・木材製造業労働災害防止協会
教育支援課長

「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定について」、「安全帯の規格の全部を改正する告示の施行について」及び「墜落制止用器具に係る質疑応答集について」の通知について

標記について、別添のとおり厚生労働省労働基準局長及び安全課長から当協会の会長に、通知がありました。

従来から林業事業場等で枝打ち用等として使用されてきた胴ベルト（U字つり）については、今回のガイドラインの中で墜落制止用器具から除外されるとともに、当該ガイドライン第4-4-(1)において、「伐採など墜落制止用器具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。」と記載され、労基署等においても林業における伐木作業には墜落制止用器具の適用はないとの判断を得ましたので、情報提供するとともに関係通知を参考までに送付します。

今後とも立木に登って作業する時には、保護帽を着用し、林業用の胴ベルト（U字つり）を使用し、墜落防止等の措置を講じるよう林業会員へ指導をお願いいたします。